

令和6年5月15日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社中山建設（所在地 栃木県那須烏山市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 高橋 博明（内線：2511）

○契約課 課長補佐 倉持 恵美（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 大野 拓也（内線：5880）

経理調達課 課長 池田 喜陽（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社中山建設	栃木県那須烏山市田野倉 819-1

### 2. 指名停止措置期間

令和6年5月15日から令和6年8月14日まで（3ヵ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者の代表取締役は、令和4年7月～9月、職務上の便宜を図った見返りとして、那須烏山市職員に賄賂を供与したとして、令和6年3月7日、贈賄罪で宇都宮区検察庁に略式起訴された。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の代表取締役が、贈賄罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第3号（贈賄）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第3号>

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内